

練馬区総合事業サービスコード

練馬区訪問サービス(A2)
(練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用)

令和3年10月15日

- 水色⇒新設
- 黄色または赤字⇒変更
- 廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(Ⅰ) (独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1,176単位	1,176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ) (独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)2,349単位	2,349	1月につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ) (独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,727単位	3,727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(Ⅳ) (独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 268単位 ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(Ⅴ) (独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 272単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(Ⅵ) (独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)287単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		90/100	1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ト 初回加算		200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	チ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000	